●給与上手くんa ProⅡ/給与・賞与 Version 11.101

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7 搭載機へのインストールは不可となっています。

- ♦ 給与・賞与/入力・出力
 - - ① ひとり親控除・寡婦控除・勤労学生の合計所得要件を、令和2年マスター以降、合計所得金額 で判定するよう修正しました。配偶者(特別)控除は従来から合計所得金額で判定しています。
- ◆ 年末調整/給与支払報告書(総括表)
 - 給与支払報告書(総括表)―関東タイプ
 ① 用紙変更に対応しました。
- ◆ その他の改良、修正を行いました。

※詳細は、次ページからの"給与処理db【給与計算】(VERSION:11.101)の変更点"を参照してください。

①注意

※他の I C S システムとマスターのやり取りを行われる場合は、他の I C S システム側も当改正対応プログラム のインストールを行い、バージョンを統一してください。

給与処理db【給与計算】(VERSION:11.101)の変更点

改正内容

I. 概要

1)給与支払報告書(総括表)―関東タイプ(ProIIのみ)

①関東タイプの用紙が変更されました。

道 加 町 正	2(17和元(平版31)年分)船与支払報告書(総括表) 年 月 日美出 <u>※権</u> 長殿	1月31日まて 別 ※整	*に提出して・ 悪 萎 号	くたさい。 ※
給与の支払 期 間	年 月分から 月分まで 1	10 機出区分	年間分	退職者分
2 総体交払ぎの 個人 基 号 又は役人妻号			11 〒存支払の 方 存 及び	
N 4 文法者 最短数号	₹ - *		取 12 事業種目その	
給 与 支払者 所在地 (住 所)	電話() - 番	елн	13 養出先市 区町村数	
(フリガナ)			14 受給者 純人員	4
名 称 (氏 名)		Ĩ.	15 報告書 人員	4
 ・ 代表者の 職氏名印 			16 うち過剰 者 人 員	4
· 経理責任 者氏名			17 所 總 税務署	税務署
連絡者の	係 氏名	18 払込を希望	(名称)	
A. MTRI-		する金融機関の名称及びまた。	(所在地)	_
電話番号	() 一 资 門線 资	- U-121 - 121 - 265		
有重560 電話番号 9 会計事務所 等の名称	() - # PM # () - #	0-151 住 地 19 前年の特別兼収 義務者指定番号		
管轄番号 (金) 単本務所 等の名称 (金) 道加報() 「1 約 人員」と1 (1 約 人員」と2 (1 2 約 個人を取り 又は法人(載する場合)	() ー 新 戸緑 新 () ー 新 かのときは「違加」、町正の場合は「町正」をそれぞれて みの文記刻間」欄には、「15 報告書人員」(提出区な ちっ、)に給やを支払った期間を記載してください。 な文記者の成長等又は放人番号」欄には、絵々支払者 別するための番号の利用等に関する法律第2条第3項式5 時で「成素目」の第二規模と「など」、多に載 時で「成素目」の第二規模と「などさい。	079 在 78 15 前年の特別最近 義業者指定数号 070 囲んでくだ うが「退職者分 の個人番号(行 見定する個人番号	さい。 」の場合は『 「敢手続におけ 号をいう。以 。なお、個人	うち退職者 うち退職者 うる特定の 下同じ。) 番号を記
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	() - 妻 戸藤 御 () - 番 かのときは「違加」、訂正の場合は「訂正」をそれぞれで みの文法期間」欄には、15 等待書人員」(提出55 たら、)に為やを支込った期度を増加してください、 な支払者の個人番号又は泣人番号)欄には、給存支払者 (するための番号の利用等に関する法律第2条第3写US) を対象で回来してまったの書号の利用等に関する法律第3条第3写US) となったの番号の利用等に関する法律第3条第3号() を発きの見て知識をはつください。	079 在 地 19 創業の時期最後 農業者推定番号 つで囲んでくだうか「退職者分 の個人番号 (行 見たする個人番号 以してください、 について応答す	さい。 」の場合は「 「敢手続におけ 号をいう。以 。なお、個人 + 5者の氏名、	うち退職者 (る特定の) 下同じ。) 番号を記 所属課、
14世話書 第52号 (会計事務所 等の名書) 追加報告) 「11 個人 人員」とつ) 「22 網 個人を取扱 又は法人 4 候名及び4) 「10 他の場合)	() - 新 戸崎 第 () - 希 () - 希 なのえされ「追加」、訂正の場合は「訂正」をそれぞれC なの式な期間」欄には、「15 報告書人員 (供出公 たち、)に応参を交払った期間を組織してください、 な支出者の個人者手又は違ん者号引 欄には、給か支払者 内下さたかの最多の利用等に置する法律第2条第3写に応 時号(回条相15写に規能する法律第2条第3写に 時号(回条相15写に規能する法律第2条第3号)。を記 総合の成支びになど記号の「欄に上、ごの場合書 の電話場号を記載してください。 通知区の1個、道義者だついての次支払線合書を提出 には「印刷分」をひて思んでください。	079 使 地 19 (19 (19 (19 (19 (19 (19 (19	さい。 」の場合は「 「敢手続におけ 号をいう。以 。なお、個人 † ち者の氏名、 「逐職者分」	うち退職者 る特定の 下同じ。) 番号を記 所属課。 を、その
1 電話 参称の名称 追加報給 「1 給 人員」と 「2 給 個人は近く 「8 連 である時 「8 連 である時 「8 連 である時 「8 連 である時 「8 連 である時 「1 約 である時 「1 1 である時 「1 1 である時 「1 1 である時 「1 1 である である 「1 1 でする 「1 1 「1 「1 「1 「1 「1 「1 「1 」 「1 「1 」 「1 「1 」 「1 」 「1 「1 」 「1 」 「1 「1 」 「1 「1 」 「1 「1 」 「1 「1 」 「1 「1 」 「1 「1 「1 」 「1 「1 「1 」 「1 「1 「1 」 「1 「1 「1 」 「1 「1 「1 」 「1 「1 「1 「1 」 「1 「1 「1 「1 」 「1 「1 「1 」 「1 「1 「1 」 「1 「1 「1 」 「1 「1 「1 」 「1 「1 「1 」 「1 「1 「1 」 「1 「1 「1 「1 「1 「1 「1 」 「1 「1 「1 「1 「1 「1 「1 「1 「1 「1 「1 「1 「1 「	() 一 新 戸舗 新 () 一 新 かのときは「追加」、訂正の場合は「訂正」をそれぞれで みの支払制関し層には、「15 報告書人員 (後田区3 ち。)に各体を支払った期間を掲載してください。 身支比害の個人各号又は払人番号」欄には、給作支払等 料(広告のの合参の利用等に留すと訪決第2本条を3支に5 時年(回来第15支に規模する出人基号をいう。)を記 線がの株及びに先走びに配載してください。 線がの株及びに先走びに配載してください。 線がの株及びに先走びに配載してください。 線がの株及びに先走び、認識者についての力支払線合書を提出 には「年間分」をつつ間んでください。	0 79 世 地 19 新学者の学習版で 美学者の学習版で 美学者で変更 かぶ「退職者分 の個人番号(作 見定する個人番号 支してください、 について応答す する場合には、 月20日、毎番	さい。 」の場合は「 「数千般におけ 号をいう。以 。なお、個人け にる者の氏名、 「近職者分」 見月曜日等と記 2011年11月11日	うち退職者 る特定の F回じ。) 参号を記 所属課。 を、その (歳してく
1電話書書所 (中電話書書所 等の名本) 追加報告) 「1 総計 (人員」と言) 「2 総 個人を酸別 又は法場 数 「名速 (係名及び ⁴)) 「1 8 (係名及び ⁴)) 「1 8 (第 2) 「1 6 (1)) 「1 1 だ」、 3 (1)) 「1 5 (1)) 「1 5 (1)) [] (1)	() ー 新 内線 新 () ー 新 () した () し) ()) ()) ((1)) 年の何年度に 画売の何年度に 画売の何年度に 画売の何年度に 画売の何年度に 画売の何年度に 「認知してくだか」 「認知してくだか」 の個人番号(? 応じていて応答す」 する場合には、 月20日、報酬 払をする事務所 払報告書(編)	さい。 」の場合は「 「該千続におけ 号をいう。以 。なお、個人 に る者の氏名、 「連職者分」 見月曜日等と 記 氏、事業所等か (別明細書)」	うち退職者 5 時意の 5 時意の 5 時意を記 所属課: を、その

«令和3年度(令和2年分)»



・赤枠内の内容が以下の通り変更となっています。それに伴い、説明の文言も変更されています。

- 15 報告書人員
- 16 うち退職者人員
- 17 所轄税務署
- 18 払込を希望する金融機関の 名称及び所在地

15 特別徵収対象者 16 普通徵収対象者(退職者)

- 17 普通徴収対象者(退職者を除く) 18 報告人員の合計
- 19 所轄税務署
- <mark>20 納付書の送付(要・不要)</mark>

2) 東京五輪・パラリンピック特別措置法改正

①2021年の祝日が法改正により変更されました。

- ・海の日→7/22
- ・スポーツの日→7/23
- ・山の日→8/8

H	月	火	水	*	金	±
7月	海の		->		開会	
18	1 9	20	21	22	式 23	24
25	26	27	28	29	30	31
8月	2	3	4	5	6	7
閉会	振りは		山の			
式 8	12 9	10	11	12	13	14
式8	借凳 9	10	Ĭ	12	13	14
10月	スポ の	-	-		_	
10	百少	12			+	stam.

(画像出典:時事通信社)

※新設

改正対応

I. 年末調整/給与支払報告書(Pro IIのみ)

1)給与支払報告書(総括表)―関東タイプ

①用紙変更に対応しました。 ※入力画面に変更はありません。

(例)東京都北区 《従来》

the state of the second state			the local sector of the local sector	
1豊長男の	÷	和 2 年 1月分から12月分まで 10 提出区分	(年間分)	退職者分
2 始与支払者の 人 ● 号 スは嵌人番号			11	
384 8 4	₹	114 - 0014 🗰	X B	1 -1-1-10
4(フリガナ)	初	79r." 9	事業種目その	小元業
給 与	北	区田端 ビル内	他必要2零項 13	
又 仏 希 所 在 地		電話(03) 3333 - 3333 巻	提出先市 区町村数	1
5 (フリガナ)	下疗		14受給者 総人目	4 4
名称(开名)	東	15報告書人員→徴収票を提出する社員	15 報告書 人員	5 🀐
6代表者の 職氏名印	東	(退職者を含む) 16うち退職者人員→15のうち退職者	16うち退職 者人員	1 4
7 経理責任 者氏名			17 所 轄 税務署	王子 税務署
8 連絡者の 係及び氏		係 氏名 18 払込を希望	(名称)	
名並びに 電話番号	() - 番 内線 番 関の名称及 100名称及	(原在地)	
9会計事務所 等の名称		() - 番 19 #***********************************		



出力市区町村の「在職者・退職者・その他」を、改正帳票の「15・16・17」に出力します。

2) 東京五輪・パラリンピック特別措置法改正

①祝日移動(2021年)に対応しました。

- ・平日→休日 7/22, 7/23, 8/8(※日曜のため 8/9 が振替休日となります。)
- ・休日→平日 7/19,8/11,10/11

改良内容

I. 給与・賞与/入力・出力

1)給与・賞与/年末調整データ入力(ProIIは年末調整タブでも同様の処理が可能です) 【基礎/配偶者/調整控除申告書入カタブ】

①「本人の合計所得金額」の「給与所得金額」欄を入力可能としました。(水色欄)

本人の合計所得金額								
所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得全額					
給与所得	9,600,000	1,950,000	7,650,000					
事業所得		L						
雑所得								
配当所得								
不動産所得								
退職所得								
上記以外の所得								
合計所得金額			7,650,000					
基礎控除の額		48	万円					

これにより次の2つのケースが対応可能となります。

(1)2 か所以上から給与を受けていて、かつ、収入の合計が 2,000 万円を超える場合(例:主たる給与が 1300 万円、従たる給与が 800 万円の場合)

«対応前»収入額を実額で2100万円に変更すると所得金額欄が算出されず、基礎控除の額を正確に判定できませんでした。

«対応後»所得金額欄に実額で入力できるため、給与所得のみで 2000 万円を超えたケースでも基礎控 除の額の判定ができるようになります。

	本人の合計所得金額									
所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額							
給与所得	21,000,000	1,950,000	19,050,000							
事業所得										
雑所得										
配当所得										
不動産所得										
退職所得										
上記以外の所得	5,000,000		5,000,000							
合計所得金額			24,050,000							
基礎控除の額		32	万円							

(2)給与と年金双方があり所得金額調整控除を受けるケース、特定支出控除を受けるケース

«対応前»給与所得と公的年金所得がある場合に、給与所得金額に所得金額調整控除(年金等)を控除した金額を入力できませんでした。特定支出控除を受ける方も同様。よって基礎控除の額が正確に判定できませんでした。

«対応後»所得金額調整控除(年金等)や特定支出控除を控除した給与所得金額が入力でき、基礎控除の額が判定できるようになります。

本人の合計所得金額								
所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額					
給与所得	6,000,000	1,740,000	4,260,000					
事業所得								
雑所得	1,000,000	600,000	400,000					
配当所得								
不動産所得								
退職所得								
上記以外の所得	19,800,000		19,800,000					
合計所得金額			24,460,000					
基礎控除の額		32	万円					

②「配偶者の合計所得金額」の「給与所得金額」欄を入力可能としました。

配偶者の合計所得金額								
所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額					
給与所得	1,800,000	720,000	1,080,000					
事業所得								
雑所得								
配当所得								
不動産所得								
退職所得								
上記以外の所得								
配偶者の合計所得金額			1,080,000					
配偶者控除の額		0	万円					
配偶者特別控除の額		26	万円					

- ●これにより配偶者に給与と年金双方があり所得金額調整控除(年金等)を受けるケース、特定支出控除 を受けるケースに対応可能となりました。
 - «対応前»給与所得と公的年金所得がある場合に、給与所得金額に所得金額調整控除(年金等)を控除した金額を入力できませんでした。特定支出控除を受ける方も同様。よって配偶者(特別)控除の額が正確に判定できませんでした。
 - «対応後»所得金額調整控除(年金等)や特定支出控除を控除した給与所得金額が入力でき、配偶者 (特別)控除の額が判定できるようになります。

☆①&②に関して、従来の状態でも合計所得金額だけであれば給与所得以外の未使用の所得欄を利用して 合わせることができましたが、本来出力されるべき欄とは違う欄に金額が出力されていました。 今回は該当欄に正確な金額を出力できるよう対応しました。

I. 年末調整/給与支払報告書(ProIのみ)

1)給与支払報告書(総括表)

①総括表(印刷)タブの電子対応状況ボタンの中にある「税額通知受取方法」が"電子"又は"書+電"になっていて、会社登録の基本会社情報タブの「連絡先:メールアドレス」が未登録の場合、電子対応状況 画面を閉じるときに下記の警告メッセージを表示するよう対応しました。



②退職等により、当年の提出者が0になった市の給与支払報告書(総括表)を出力可能としました。 ・オプションに下記チェック項目を追加しました。前年マスターで退職者しかいない市区町村がある場

合に使用できます。チェックを入れると当年(昨年分)の提出者がいない市区町村の給与支払報告書 (総括表)を作成できます。

オプション								
□受給者総人員(に退職者を含める	出力市区町村	選択 [1 /	3件]					
□退職者分選択時、	市区町村コード/市区町村名			在職者	退職者	その他	義務者番号	部数
	01100 北海道札幌	市		0	0	0		1
ロ支払金額がない人は出力しない	13117 東京都北区		A	3	0	2		1
ロ給与の支払金額が30万円 い下の退職者を含めない	27100 大阪府大阪	巿		2	0	2		1
図 温 職等で当年の提出該当者								
かいない市区町村を含める								
□電子申告済みを印字する								
			<u> </u>					

※退職した年の翌年のみ作成可能です。翌々年になると作成はできなくなります。

③「給与の支払金額が30万円以下の退職者しかいない市区町村」について、総括表(印刷)タブのオプ ション"給与の支払金額が30万円以下の退職者を含めない"にチェックをしたとき、出力市区町村 選択 画面に表示しないようにしました。(ただし、手入力で報告人員を0人とした市区町村に関しては表示 したままとなります。)

オプション	出力市区町村 選択 [1 / 3件]	
口受給者総人員に退職者を含める		
□ 退職者分選択時、 全ての項目を印刷	01100 北海道札幌市	
ロ支払金額がない人は出力しない	27100 大阪府大阪市	2 0 2
☑給与の支払金額が30万円 以下の退職者を含めない		Ļ
□退職等で当年の提出該当者 がいない市区町村を含める	出力市区町村 選択 [1/2件]	
ロ電子由生液みを印字する	市区町村コード/市区町村名	在職者 退職者 その他 義務者番号 部数
山電」中日府のそりすう	13117 東京都北区	3 0 2
	27100 大阪府大阪市	2 0 2

I. 表形式 (Pro I のみ)

1)表形式/給与マスター表形式処理

①データ取込

- ・在職区分が"当月退職者"、"既退職者"で、徴収区分が"特別徴収"の場合に取り込み時に エラーとなるようにしました。
- ※社員登録画面の「給与支払報告書用徴収区分」は、"当月退職者"、"既退職者"は"特別徴収" は選択できないので取込みが行われると誤ったデータができてしまった為、取込み不可にしま した。

验与27月-来形式机理			
1 指定された情報の 処理を中断しま 「いいえ」選択	の取込はできません。 すか? で他の社員の情報の!	。該当社員の情報は更新さ 取込を継続します。	れません。
在職区分と徴収[対象情報 CSVデータイ 個人コード エラーN。	区分の組み合わせが. テ:1 : "2 -000001" :10301	正しくありません。	
	(#L)(Y)	เบเงิ (N)	

②ファイル作成

・タイプ1から5の出力専用項目「勤労学生」区分を合計所得金額で判定するように変更しました。

(令和2年以降マスター)

Ⅲ. その他

① 2023 年 ~ 2025 年分の金融機関休日カレンダーを追加しました。

修正内容

I. 給与・賞与/入力・出力

1)給与・賞与/社員登録

①ロックされた社員が選択された状態で、F8 社員登録→追加(F8) で社員を追加しようとすると、エ ラーが出て不完全な状態で社員登録がされていたのを修正しました。

上記エラーの出た新規登録社員は、登録・導入タブの新規会社登録・修正・削除から社員の設定を開き、削除を行ってください。(給与・賞与業務からは社員を選択できません。)

※エラーの出た社員が登録された状態で給与計算を行うとプログラムが不正終了するケースがありま す。

給与計算の途中でエラーが出たり不正終了する場合は、該当社員の登録がないか確認してください。 該当社員は社員番号の登録のみで「氏名が空欄」となっています。

2) 給与・賞与/年末調整データ入力 (Pro II は年末調整タブでも同様の処理が可能です) 【基礎/配偶者/調整控除申告書入カタブ】

 ①所得金額調整控除の要件のチェックが、自動→手動に切り替わると外れるように対応しました。
 ・扶養情報①タブに年齢23歳未満若しくは特別障害者である扶養親族の登録があり、かつ、本人の給 与収入金額が850万円を超えている場合、基礎/配偶者/調整控除申告書入力タブの要件欄は自動 判定でチェックがつきます。

		要 「同一生計配偶者が特別障害者 (件) 「扶養親族が特別障害者 マ扶養親族が年齢23歳未満	扶 養 親 族	-(姓/名) 泰人 収k	個人番号 - 住所又は居所	平成20年08 続柄 長男	生年月日 8月01日 所得見積額 400,000	
रंग	対応前	この状態から、扶養情報①の該語と"扶養親族が年齢 23 歳未満"た	当扶養親族を が手動選択可 _{技 氏名・カナ}	:変更・削隙 能に切り替	余等(※1)で要件欄の わった場合、チェッ ^{個人番号}	"扶養親 クはつ	現族が特別障害 いたままでした ^{生年月日}	者" こ。
7応後		要 □同一生計配偶者が特別障害者 件 □ 大養親族が特別障害者 □ 大養親族が年齢23歳未満	養 親 族 等		- - 住所又(1居所	続柄	所得見積額	
	i	対象外となったことに気づかず〕 能性があったため、自動→手動。	所得金額調整 の切り替わり	控除が適用 と同時に要	目となったまま年末調 要件欄のチェックもネ	周整計算 当える。	算を進めてしま よう対応しまし;	う可 た。
		 」 あなた目身の特別障害者 〒 同一生計配偶者が特別障害者 件 件 	扶 長名・カナ 義 親 等	·(姓/名)		続柄	所得見積額	

- ※1表形式取込や電子データ取込によって自動要件対象外になる場合は、現状のまま要件欄のチェックは残ります。
- ※2給与収入金額が850万円以下に変動したことによる自動→手動への切り替えの際はチェックは 残ります。
- ※3当プログラムのインストール前に、すでに自動判定から外れている場合は、手動でチェックを外 す必要があるのでご注意ください。

②所得金額調整控除の要件欄のチェックを年調切替しても保持できるよう対応しました。

・年末調整計算・設定の"年末調整計算を行う"のときに、要件欄に手動で付けていた"扶養親族が特別 障害者"又は"扶養親族が年齢 23 歳未満"のチェックが、年調切替ボタンで"通常の給与計算を行う"に 切り替えた後、再度"年末調整計算を行う"に戻すとクリアされていたのを、保持することができるよ う対応しました。

「あなた自身が特別障害者	井 氏之・	力士()推/名)	個人番号		生年月日	持	特別障害者に該当する事実
- 「同一生計配偶者が特別障害者	蓋 200					莂	精神障害者手帳 亚成20年4月1日亦付
▲ 区扶養親族が特別障害者	親族		住所又は居所	続柄	所得見積額	壃	1920447110,211
□扶養親族が年齢23歳未満	等					者	▲ I

※改良前から「特別障害者に該当する事実」の内容はクリアされませんでした。--

※当プログラムのインストール前に、すでに切り替えた後の場合はチェックがクリアされています。 再度チェックを入れる必要がありますのでご注意ください。

③扶養者等を追加登録したときに調整控除対象のサインに不定値がセットされることがあったのを修 正しました。そのため以下のような現象が起きる場合があります。

・所得金額調整控除の欄で、扶養情報と入力画面の内容が一致しないケースや、要件欄のチェックと扶 養親族等の内容が一致しないケース。

(例)給与収入が 850 万円を超えている社員に、社員登録の「扶養情報①」タブで 23 歳以下の扶養を 追加登録したとき、入力画面の扶養親族等の「氏名」「住所」「生年月日」欄が表示されない。 ※不一致となっていたケースも、当プログラムのインストールで正しく判定、表示されます。

【控除入力タブ】

- ①ひとり親控除・寡婦控除・勤労学生の合計所得要件を、令和2年マスター以降、合計所得金額で判定す るよう修正しました。配偶者(特別)控除は従来から合計所得金額で判定しています。
 - ・社員登録の本人情報タブの「本人区分」で、"ひとり親・寡婦"又は"勤労学生"を選択した場合、控除 適用要件の合計所得金額 500 万円以下を、その社員の給与所得金額(=控除入カタブの給与所得控 除後の給与等の額)で判定されていたので、基礎/配偶者/調整控除申告書入カタブの合計所得金額 で判定するよう修正しました。



【年末調整票入力タブ】

①ひとり親・寡婦に該当する場合に、異動後の「障害者等」の人数に集計がされていなかったのを修正し ました。

Ⅱ. 給与・賞与/財務連動

1)給与仕訳作成

①財務部門コードのソートが正しくなるように修正しました。
 2桁以上の部署コードと部門コードを使用して給与仕訳作成をした場合、部門コードが昇順に並ばずに
 部門コードが「1」で始まるものから順に作成されていました。

(例)1~10 まで部署コードが登録されていると、仕訳作成すると「1、10、2、3~」の順で作成されて いました。当プログラムからは「1、2~10」の順に作成されます。

②単独年調の仕訳作成において、「仕訳摘要に(処理月)分の給与の文字を追加する」を設定している場合に、摘要に設定する年が改元対応できていなかったのを修正しました。

Ⅲ. 年末調整/出力(ProⅡのみ)

1) 出力処理(年調関係)/源泉徴収票

①住宅借入金等特別控除の区分が"震(特特)"の場合に残高が出力されなかったのを修正しました。

以上